

動産サポート

【動産サポート】

レンタル機械使用中により発生した不慮の事故による機体損害をサポートいたします。

◆対象機種

→建設機械・小物類等（登録ナンバー付車両・対象外機種等を除く）

◆サポート金額

→対象となる機械の時価額を上限にサポートいたします。

◆お客様負担金

→部分損事故100万円未満の損害..... 1事故につき10万円（軽機械・小物類は除く）

→部分損事故100万円を超える損害..... お客様負担金一覧表を参考

→部分損事故200万円を超える損害..... お客様負担金一覧表を参考

→盗難・全損..... お客様負担金一覧表を参考

◆サポート対象事故

1. レンタル機械の通常作業中に発生した事故^(※4)による損害。
2. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害。（地震を原因とする火災を除く。）
3. レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難^(※5)による損害。
4. レンタル機械の保管中および作業中の現場内におけるいたずらによる損害。
5. レンタル機械の運送中の事故による損害。

※4 通常作業中に発生した事故とは定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故です。故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

※5 盗難とは警察への届け出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です。

◆サポート対象外事故 ※「日本キャタビラーレンタルサポート制度共通免責規定」参照

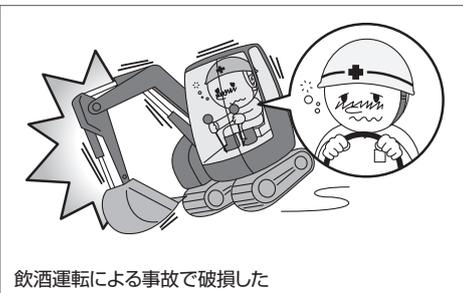
《動産サポート》

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの。（作動油・オイル・冷却水・安全装置等）
2. 詐欺・横領等の不誠実行為による損害。
3. 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害。
4. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
5. バケット、ツース等消耗品や管球類（ライト等）の損害。
6. 凍結による損害。（ラジエーター等）
7. 電氣的・機械的による損害。（お客様の不注意によるエンジン焼付け等）
8. 欠陥・磨耗・腐食・さび・かび・虫食い その他自然の消耗による損害。
9. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。
10. 燃料の種類及び混合比を間違えたことによるエンジンの焼付け損害。
11. 所轄警察へ盗難届けがない場合。（盗難事故時）
12. 置き忘れ、紛失による損害。
13. 部品の部分盗難。
14. ガラス・タイヤ・ゴムキャタビラ・ゴム製品・ベルト・ベルトコンベアの単独破損。
15. すべてのシリンダー類の単独破損。
16. 船上作業、海上作業、トンネル工事、地下工事、縦坑内作業、その他危険の高い現場の事故。
17. サポート対象外商品の事故。（ハウス・トイレ・敷鉄板等）
18. 危険行為による損害。（事故が予測できる行為）
19. 転落事故等による、車両の引き上げ費用（クレーン代等）・廻送費用・入れ替え費用等

～サポート対象外事故例～

1. クレーン仕様油圧ショベルでの吊上げ荷重オーバーにより、アームが破損してしまった。
2. クレーン仕様でない油圧ショベルで吊上げ作業を行い、アームが曲がってしまった。
3. 油圧ショベルで作業中、バケットを自機のガラスにぶつけ破損してしまった。
4. 解体作業で油圧ショベルのシリンダーにガラがあたり破損してしまった。
5. クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった。
6. レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった。
7. 除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。
8. エンジンの不調がわかっていてもかわからず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった。
9. レンタル車両のタイヤがパンクしてしまった。
10. 養生をせずに吹き付け作業をしたため、近くに停車している建設機械を汚損した。
11. 用途外の使用で吊上げ作業を行い破損した。

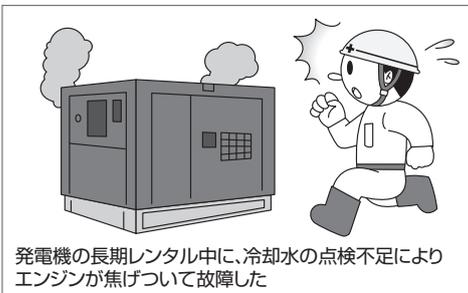
◆主な対象外事故事例



飲酒運転による事故で破損した



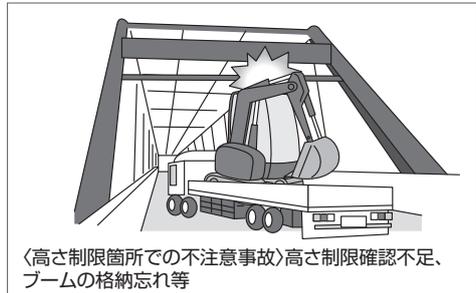
不適切な燃料(不正燃料、粗悪燃料等)を入れてしまい機械が故障した



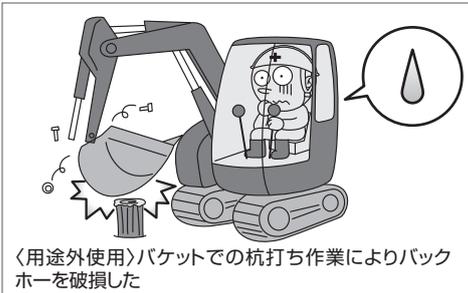
発電機の長期レンタル中に、冷却水の点検不足によりエンジンが焦げついて故障した



就業後に鍵を挿したまま現場を離れ、盗難に遭った



〈高さ制限箇所での不注意事故〉高さ制限確認不足、ブームの格納忘れ等



〈用途外使用〉バケットでの杭打ち作業によりバックホーを破損した

